

社会福祉法人城山楽寿会
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援・要介護状態にある方に対し、適正な介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護を提供することにより要支援状態・要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	ライフホーム城山
指定番号	1471700037
所在地	神奈川県相模原市緑区小倉1620番地
管理者の氏名	西川 雄一郎
電話番号	042-783-0018
FAX番号	042-783-0038
サービスを提供する地域	相模原市緑区(旧城山町地区、旧津久井町地区、旧相模湖地区)、下九沢、上九沢、大島、相原、二本松、西橋本、橋本台、田名、元橋本、相模原市中央区田名、水郷田名、下九沢、町田市相原 愛川町

(2) 事業所の従業者体制

人員については短期入所生活介護運営規程の別表のとおり

	職務の内容
管理者	業務の一元的な管理
医師	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	生活相談及び指導
介護支援専門員	介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画の作成等のケアマネジメント
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
介護職員	介護業務
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算

(3) 設備の概要

定員 8名 (空床利用型特養併設事業のため、特養入居者、介護予防短期入所生活介護利用者、短期入所生活介護利用者の合計最大数は70名)

○居室

- 4人部屋
- 2人部屋
- 1人部屋

○食堂 2室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

○浴室 2室

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けています。

○洗面所及び便所室 4室

必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。

○機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

○その他の設備

設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室・介護職員室等を設けています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な内容のお食事を調理します。
主治医の指示による食事の提供を行います。

③入浴

週に2回入浴していただきます。ただし、利用者の体調や入所期間等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

介護予防短期入所生活介護計画・短期入所生活介護に沿った介護を行います。
更衣、排泄、食事、入浴等の介助
体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本のご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。利用者負担金は利用期間中のサービス合計単位×10.66(地域加算を含めた保険単価)×自己負担割合率で算出します。

また、介護職員等処遇改善加算Ⅰ(140/1,000)が加算されます。

介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準ずる。

利用するサービスの組み合わせにより、以下に示す自己負担額の合計額と数円の誤差が生じる場合があります。

また、社会福祉法人等による利用者負担減免証の提示があればその率を減じます。

□介護報酬告示額(併設型の単位を記載)

(1) 基本料金(1日当り)

介護度	単位数	
	多床室	個室
要支援1	446単位	446単位
要支援2	555単位	555単位
要介護1	603単位	603単位
要介護2	672単位	672単位
要介護3	745単位	745単位
要介護4	815単位	815単位
要介護5	884単位	884単位

(2) 加算料金

ア 送迎加算	184単位(片道につき)
イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位(1日につき)
ウ 看護体制加算(Ⅰ)…介護予防は算定できず	4単位(1日につき)
エ 療養食加算	8単位(1食につき)

※療養食加算については、必要に応じて加算を実施します。

□その他の費用

(1) 「滞在費」及び「食費」1日あたりの金額

所得区分	滞在費		食費	合計
	多床室	個室		
第1段階	多床室	0円	300円	300円
	個室	380円		680円
第2段階	多床室	430円	600円	1,030円
	個室	480円		1,080円
第3段階①	多床室	430円	1,000円	1,430円
	個室	880円		1,880円
第3段階②	多床室	430円	1,300円	1,730円
	個室	880円		2,180円
第4段階	多床室	915円	1,800円	2,715円
	個室	1,231円		3,031円

※介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

(2) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）

区分	金額（単位）	内容の説明
①特別な食事代	実費	利用者の希望によって特別な食事を提供した場合
②理美容代	実費	利用者の希望によって提供した場合
③行事への参加代	実費	利用者の希望によって提供した場合

詳細については料金表をご確認下さい

(3) キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 無料
- ・利用日当日の午前8時30分までに利用中止の連絡がなかった場合 1,800円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な処置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急でやむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：玉代勢 ひかる(生活相談員)

ご利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 042-783-0018 (代表)

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

相模原市 福祉基盤課

神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館4F

電話番号：042-769-9226 F A X：042-759-4395

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

所在地：神奈川県横浜市西区楠町27番1

電話番号：045-329-3447 《苦情専用》：0570-022110 F A X番号：045-317-9959

※苦情処理第三者委員 氏名 松田壯吾(弁護士) 電話番号 045-681-8138
氏名 大塚洋保(民生・児童委員) 電話番号 042-782-8571
氏名 内村多美穂(前民生・児童委員) 電話番号 042-782-9395

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

13. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

(以下余白)